## 郵便等投票証明書交付申請書(代理記載該当)

公職選挙法施行令第59条の3及び59条の3の2の規定によって、郵便等投票証明書の交付を受け、あわせて当該郵便等投票証明書に公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

なお、代理記載人となるべき者は下記の通りですので、本人の同意及び宣誓の下、届出をします。

申請(届出)日		令和	年	月	日		
申請(届出)する者	氏 名						
	選挙人名簿に 記載されている	橿原市	町		番地		
	住 所			丁目	番	号	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成年		月	日		
	電話番号		(		)		
代理記載人となるべき者	私は、上記の選挙人の代理記載人となることに同意します。 また、私は、選挙権を有する者であることを誓います。						
	氏 名 (必ず代理記載人とな るべき者が書くこと)						
		都・道・府・県		市・郡			
	住所		町・村		番地		
				丁目	番	무	
	生年月日	明治・大正	・昭和・平成	年	月	日	
	電話番号		(		)		

橿原市選挙管理委員会委員長 岸田 守弘 宛

## 添付書類

裏面をご覧ください。

## 添付書類

## (1)郵便等投票証明書の交付を受けるための書類

下記のいずれかの書類を添付してください。

① 身体障害者手帳

対象となる障害名	対象となる障害の程度		
刈家となる陣音石	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	0	0	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	0	_	0
免疫、肝臓の障害	0	0	0

② 戦傷病者手帳

対象となる障害名	対象となる障害の程度			
別家となる陣音石	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	0	0	0	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	0	0	0	0

- ③ ①・②の障害の程度を証明する書面
- ④ 介護保険の被保険者証

対象となる要介護区分	
要介護5	

- (2) 郵便等投票証明書に自分で投票用紙の記入をすることができない旨の記載を受けるための書類 下記のいずれかの書類を添付してください。
- ① 身体障害者手帳

対象となる障害名	対象となる障害の程度		
別家となる障害石	1級		
上肢、視覚の障害	0		

② 戦傷病者手帳

対象となる障害名	対象となる障害の程度			
別家とはる障舌石	特別項症	第1項症	第2項症	
上肢、視覚の障害	0	0	0	

③ ①・②の障害の程度を証明する書面